

## 「グループホームありがとう」運営規程

(事業の目的)

### 第1条

有限会社富喜が開設するグループホームありがとう（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者及び計画作成担当者（以下「介護従事者等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

### 第2条

指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては認知症(介護保険法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)によって自立した生活が困難になった要介護状態の利用者(その認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものを除く。以下同じ。)に対して、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった要支援状態の利用者に対して家庭的な環境と地域住民との交流のもとで心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上を目指す。

- 3 事業の実施にあたっては、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止に資するようその目標を設定し計画的に行う。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 事業の実施にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対しサービスの提供等について理解しやすいように説明を行う。
- 8 事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

9 前各項のほか「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に定める内容を遵守し事業を実施する。

(事業所の名称等)

### 第 3 条

名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームありがとう
- (2) 所在地 山口県美祢市大嶺町東分 1 0 2 0 - 2

(職員の職種、員数及び職務内容)

### 第 4 条

本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 2 名 (常勤、兼務)  
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2 名 (うち介護支援専門員 1 名) (常勤、兼務)  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画 (以下「介護計画」という。) を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- (3) 看護師 2 名以上 (介護職兼務)
  - ・利用者の状態の判断や利用者に対する日常的な健康管理、指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行う。
  - ・利用者に対する日常的な健康管理 ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関 (主治医) との連絡・調整。
  - ・看取りに関する指針の整備
- (4) 介護職員 (常勤) 3 名以上 (非常勤) 2 6 名以上 (人員に関する基準を満たす人数)  
介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- (5) 夜間対応職員 各ユニット 1 名  
夜勤者 (不寝者対応) により夜間の管理体制を図る。

(利用定員)

### 第 5 条

利用定員は、2 ユニット : 1 8 名 < 各ユニット 9 名 >

(介護の提供内容)

### 第 6 条

指定認知症対応型共同生活介護の提供内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練

#### (4) 相談、援助

(介護計画の作成等)

##### 第7条

指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を面談の上、説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。
- 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

(短期利用共同生活介護)

##### 第8条

当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活」と言う。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は1共同生活住居あたり1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料等)

##### 第9条

本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その額の1割もしくは2割とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ・家賃 48,000円/月額(1,600円/1日)  
(短期利用共同生活介護の利用については日割り計算とする。)
- ・食材料費 1,750円/1日 (52,500円/30日)  
内訳(朝食:350円 昼食:650円 夕食650円 おやつ100円)
- ・管理費 9,000円/月額(300円/1日)  
(短期利用共同生活介護の利用については日割り計算とする。)

- ・光熱費 各部屋で使用した実費
- ・冬期暖房光熱費 200円／日額（11月～3月）
- ・理美容代 実費
- ・電話代 実費
- ・おむつ代 実費
- ・リネン（寝具類）一式 実費 ※リネン業者委託の場合
- ・協力医療機関外への通院 職員の付き添い1名時間につき 1,000円  
薬のみの受取代行 30分につき 700円

移送：タクシー利用 実費

- ・通信費 2,000円／1年
  - ・外泊・入院時保証費 2,500円／日額
- その他ご利用者様のご希望もの（医療費、年間行事費等）については、別途費用が発生いたします。
- ・その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる日用品費は実費

- ・入居一時金 100,000円（退去時の利用居室原状回復費用に充当）  
（短期利用指定認知症対応型共同生活介護の利用については頂きません。）

- 2 月額指定されている利用料につきましては、月の途中の入退居であっても、全額お支払いいただきます。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替又は現金によって指定期日までに受けるものとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- （1）少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - （2）自傷他害のおそれがないこと。
  - （3）常時医療機関において治療をする必要がないこと。
  - （4）著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者でないこと。
  - （5）入院治療を要する者でないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
  - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。
  - 4 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(秘密の保持)

第 11 条

事業者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情処理)

第 12 条

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第 13 条

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応策)

第 14 条

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(災害、非常時への対応)

第 15 条

事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通

報及び避難訓練を原則とし年1回以上は総合訓練を実施するものとする。

- 3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

(身体拘束等の適正化)

#### 第16条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

#### 第17条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(感染症対策)

第 18 条

施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定する。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行う。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 19 条

相談は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針（別添）を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(運営推進会議)

第 20 条

事業者は指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者・利用者の家族、事業所の所在する区市町村の職員、地域住民の代表等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2か月に1回程度運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 22 条

事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類す

る者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 6 回

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社富喜と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(ハラスメント対策)

#### 第 23 条

事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### 附則及び改定の経緯

この規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 7 月 28 日から施行する。

(運営の方針) 第 2 条

(衛生管理) 第 13 条

(業務継続計画の策定等) 第 22 条

(その他運営に関する留意事項) 第 22 条

(ハラスメント対策) 第 24 条

#### 附 則

この規定は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。